平成２７年（フ）第２８４号
奈良県生駒市さつき台１丁目515番地２　ベルコート　Ａ―302
債務者　齊藤　　裕
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３６５号
奈良県天理市柳本町1009番地９
債務者　中野　正男
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３６７号
奈良市南京終町785番地の10
債務者　秋山昇太郎
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３６８号
奈良市南京終町785番地の10
債務者　秋山美千代（旧姓前野）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７５号
奈良県生駒市小瀬町108番地３　ジュネスＮ401
債務者　坂本　勝幸
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８２号
奈良県香芝市尼寺３丁目940番地５　メゾンルポーゼ　102号
債務者　川口千恵子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８３１号
広島市西区田方２丁目21番１―306号
債務者　久冨　博子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４３号
広島市中区吉島東２丁目３番23―201号
債務者　菅野　愛梨
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５８号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島938番地８
債務者　幸田　博人
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
福岡県筑後市大字富久757番地
債務者　宗　　梓（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１１１号
宮崎県日向市大字日知屋16196番地５　市営塩田住宅１棟12号
債務者　黒木　真一
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１１２号
宮崎県延岡市惣領町20番６号
債務者　富高　美紀
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１１３号
宮崎県日向市東郷町山陰821番地
債務者　直野　**廣**志
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１１４号
宮崎県延岡市富美山町83番地140
債務者　甲斐　久恵
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第９５号
石川県小松市小馬出町86番地
債務者　**徳**田　暖子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県朝来市山東町粟鹿1169番地１
債務者　坂口　道代
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
兵庫県美方郡香美町村岡区寺河内19番地の１
債務者　坂本　良太
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６６０号
熊本市西区新土河原２―４―50　レオパレス新港通り202号、住民票上の住所熊本市北区植木町投刀塚299番地１―２　アメニティ植木Ａ棟103
債務者　本山　敬祐
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係